

仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画  
(次世代育成支援対策推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1. 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

女性の育児休業取得 100%以上にする事

男性の育児休業取得 50%以上にする事

<対策> 女性の育児休業に関しては取得率の維持

令和7年5月～ 男性育児休暇の周知（グループウェア・冊子等）にて  
制度内容を分かりやすく掲載し、取得率向上を行う。

目標2. 令和11年3月までに従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり  
月平均6時間未満とする。

<対策> 令和7年5月～ 労働安全衛生委員会より常時所定外労働者  
(長時間業務)の分析

令和7年9月～ 所属管理者に対し業務見直し・仕事振り分けを啓発

令和8年3月～ 改善率を再度各所属管理者へ

令和8年5月～ 各所属管理者へ長時間業務の効率化を分析

令和8年9月～ 効率化に関する改善計画

令和9年4月～ 改善計画を実施